

秋田県立雄物川高等学校バレーボール部における
体罰事案に関する検証報告
及び再発防止に向けた取組について

令和8年3月
秋田県教育委員会

1. はじめに

令和7年9月26日、秋田県立雄物川高等学校（以下「同校」という。）バレーボール部において、部員保護者からの訴えにより、同部顧問教諭による部員への体罰及び暴言の事実が発覚した。当該教諭は、平成28年にも体罰等により指導措置を受けていたにもかかわらず、不適切な指導が継続していたことが明らかとなった。

秋田県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、被害を受けた生徒及び保護者、県民の信頼を著しく損なったことを重く受け止め、事実関係の解明とともに、過去の対応の問題点を根本から検証し、二度とこのような事態を起こさないための抜本的な再発防止策を策定することとし、本報告書を作成する。

2. 事案の概要

(1) 行為者

- **氏名** : 宇佐美 大輔 (46歳)
- **職名** : 教諭 (保健体育科、男子バレーボール部監督)
- **指導歴等** : 平成26年4月より同校教諭として勤務していた。
平成28年12月に体罰及び不適切発言で「訓告」の指導を受けた。

(2) 処分内容

- **行為者** : 免職
- **所属校長** : 戒告 (管理監督責任)
- **同教頭** : 訓告 (監督責任)

(3) 問題となった行為の実態

当該教諭は、令和5年4月頃から令和7年9月にかけて、同校体育館及びトレーニングルーム等において、以下の行為を行っていた。

- **体罰** :
複数の部員に対し、平手や拳で叩く、腹部を蹴る、ボールをぶつける等の行為を繰り返した。具体的には、口が切れて出血したケースや、トレーニングルームに連れ込んでの暴行があった。
また、1年生部員Aに対しては、ノートの提出場所が違うという理由で、胸ぐらをつかむ、靴で頭を叩くなどの暴行を加えた。令和7年9月23日には、トレーニングルームにて平手で頬を叩き、腹部を蹴るという暴行に及んだ。
- **暴言** :
「馬鹿」、「(地元)に帰れ」、「おまえのせいで負けた」等の生徒の心を深く傷つける発言が常態化していた。

(4) 被害の規模と影響

- 部員31名中、14名が体罰被害、13名が暴言被害を訴えた。
- 身体的怪我だけでなく、精神的苦痛により登校できない生徒がいるなど、甚大な影響が生じた。

(5) 過去の情報提供とその対応

当該教諭の部活動指導に対しては、これまでも複数回にわたり情報提供があったものである。過去の情報提供について、その経緯及び内容と、その後の対応の概要を以下のとおりまとめていく。

時期	経緯・内容等	対応状況等
平成 28 年度 (2016)	<p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部員の保護者から「部員間で威圧行為がある」との情報提供 ・部員間の行為における調査を進める中で、監督から暴力を受けたとの証言あり <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頬を叩く ・足で身体を払う ・「消えろ」、「(地元へ) 帰れ」等の暴言 	<p>【情報提供への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教頭による部員全員へ聞き取り調査 →一部の部員が「監督から暴力や暴言を受けた」と証言 ・校長・教頭による当該教諭への聞き取り調査 →部員 4 名に対する、頬を叩く、足で体を払う、暴言を吐くといった行為を認めた <p>【処分等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長から県教育委員会に対し、本件に関する事故報告書を提出 →平成 28 年 12 月付けで訓告 <p>【その後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該部員と保護者への謝罪 ・秋田県バレーボール協会（以下「県バレーボール協会」という。）への説明と謝罪 ・再発防止に向けた校内研修の実施 ・校長判断により 1 週間の指導停止
令和元年度 (2019)	<p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本バレーボール協会から県バレーボール協会に対し、暴力・暴言に関する相談メールがあった旨、情報提供 ・県バレーボール協会から学校に対する情報提供があり、その後学校から県教育委員会に報告あり <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部員を叩く 	<p>【情報提供への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教頭による部員全員への聞き取り調査 →体罰を訴えた生徒なし →「くそ」や「クズ」といった暴言はないが、勝つために厳しいことを言われることはあるとの申し出あり ・校長・教頭による当該教諭及び他の顧問への聞き取り調査 →当該教諭は通報内容を否定 →他の顧問も通報内容を否定

	<ul style="list-style-type: none"> ・顔をめがけてボールを投げつける ・「くそ」、「クズ」等の暴言 	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会による当該教諭への事情聴取 →通報内容を否定 ・校長から県バレーボール協会と県教育委員会に「体罰はない」旨の報告 ・県バレーボール協会から日本バレーボール協会に「体罰はない」旨の報告 <p>【その後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会から当該教諭に対し注意喚起
令和3年度 (2021)	<p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会への匿名メール <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な平手打ち 	<p>【情報提供への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教頭による部員全員への聞き取り調査 →体罰を訴えた生徒なし ・校長による当該教諭への聞き取り調査 →通報内容を否定 ・校長から県教育委員会に「メールにあるような内容は確認できなかった」旨の報告 <p>【その後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長から当該教諭に対し、誤解を招くような言動がないよう注意
令和5年度 (2023)	<p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業生の保護者から日本バレーボール協会及び学校に対する情報提供 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体罰がある ・SNSにも同様の告発あり 	<p>【情報提供への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長による部員全員への聞き取り調査 →体罰を訴えた生徒なし ・校長・教頭による当該教諭への聞き取り調査 →通報内容を否定 ・日本バレーボール協会による部員へのアンケート（学校経由） →体罰を訴えた生徒なし

		<ul style="list-style-type: none"> ・日本バレーボール協会による当該教諭への聞き取り調査（オンライン形式） →通報内容を否定 <p>【その他の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教頭と養護教諭による身体確認 →体罰の形跡なし ・教頭による部活動の観察 →厳しい練習の様子であったが、暴力は見られなかった ・SNSの文章は削除されていた <p>【その後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長から当該教諭に対する注意 ・当該教諭は県教育委員会（保健体育課）主催の講習に参加
--	--	---

3. 事案に係る要因分析

これまでの情報提供への対応や、本事案を踏まえた生徒への聞き取りの結果を踏まえ、なぜ今回の事案を早期に明らかにすることができなかったのか、また、なぜ体罰等の発生を未然に防ぐことができなかったのかについて、その要因を以下の通り分析する。

(1) 調査における構造的欠陥

本事案の最大の問題点は、平成28年度に体罰等で指導措置を受けた以降も、外部からの情報提供が複数回にわたり寄せられていたにもかかわらず、いずれの調査においても事実が確認されなかった点にある。特に令和5年度に関しては、実際に体罰等が行われていたにもかかわらず、当時の調査で事実認定に至らなかったことは極めて不適切であった。なぜ、過去の調査において事実認定に至らなかったのかを明らかにするため、問題点を以下のとおり整理する。

① 調査主体の限界と配慮不足

- 過去に行われた調査は、当該教諭の同僚である校長や教頭が中心となって行われており、第三者の介入はなかった。生徒にとって、校長や教頭は「当該教諭側の存在」であり、顧問の不利になる発言をすることは、即ち「当該教諭に伝わるかもしれない」という不安に直結するものとなっていた。
- また、生徒は、事実を認めれば「監督がいなくなる」「大会に出られなくなる」「進学に影響する」という恐怖心を抱いていたものと考えられるが、校長や教頭の聞き取りにおいて、この恐怖心を払拭するような配慮が不足していた。さらに、仮に事実を認めれば、「他の部員からも責められるかもしれない」という思いがあったことも想像に難くないなか、事実を認めることで不利益な扱いを受けることがないことや、学校は生徒を最後まで守り切るという姿勢を十分に示すこ

とができなかったため、生徒の正直な声を拾い上げることができなかったと考えられる。

- 加えて、体罰事案の端緒を捕捉すべき「人権アンケート」は、当該部活動の閉鎖的な組織構造により形骸化し、意味をなさないものとなっていた。本アンケートが、記名式・書面提出方式で行われていたことにより、部員の心理的安全性を十分に担保することができず、被害を申告できなかったのではないかと推察される。
- また、多くの部員が「部活動での体罰等を記載してはいけない」という認識を持っており、このことが不文律として代々継承されていた。上級生による下級生への口止めや、報復を畏怖させる雰囲気醸成されており、生徒たちはアンケートへの回答を躊躇せざるを得ず、被害申告への道は実質的に閉ざされていたものと考えられる。

② 心理的支配への理解不足

- 当該教諭と生徒の間には、恐怖による支配だけでなく、「監督の言う通りにすれば勝てる」、「厳しさは愛情」という歪んだ信頼関係が形成されていた可能性がある。
- 生徒自身が、体罰等を「指導の一環」として内面化し、被害として認識できない状況にあったことも推察されるが、学校として、こういった状況を十分に考慮したうえで生徒の回答を精査するまでには至らなかった。

③ 県教育委員会の踏み込んだ対応の欠如

- 県教育委員会は、生徒が置かれているこれらの状況を十分に理解したうえで、調査方法の工夫や必要な配慮について、学校への指導・助言を行うことや、場合によっては自ら聞き取り調査を行う等の積極的な介入を行うべきであった。
- 外部からの情報提供があったにもかかわらず、当該教諭や生徒への聞き取り調査の結果や、人権アンケートにおいて「体罰の事実はない」という回答が得られた時点で、「情報提供は事実無根」と断定して調査を打ち切っていたことは極めて不適切な対応であった。
- 学校から「体罰の事実はない」との回答があった際に、「外部からの情報提供があるのに事実が確認されないのはおかしい」との認識に立つことなく、追加の調査や踏み込んだ対応をとらなかったことは、県教育委員会として、体罰の根絶に向けた姿勢に欠ける場所があったと言わざるを得ない。

(2) 発生原因の分析

① 当該教諭の規範意識の欠如と勝利至上主義

当該教諭は、「全国レベルに到達させるためには、体罰や暴言を含めた厳しい指導が必要」という誤った認識を持ち続けていた。自身の感情を制御できず、生徒のミスに対して衝動的に暴力を振るうなど、教育公務員としての資質を著しく欠いていた。過去の指導（訓告）が行動変容につながらず、軽視されていたことも大きな問題点であった。

② 指導の密室化と抑止力の不在

当該部活動の指導は実質的に当該教諭一人に任されており、他の教職員の目が届きにくい状況が常態化していた。体育館やトレーニングルームも、ほぼ当該部活動のみで使用しており、密室化しやすい状況にあった。また、外部コーチであるテクニカルアドバイザーも自身の教え子といった関係性にあったことから、抑止力とはなっておらず、自浄作用が働かない体制となっていた。

③ 管理監督機能の不全

校長は、体罰を含めた不祥事防止や練習時間の遵守、服務規律の徹底等について個別での面談も含めた指導を行っており、当該教諭は指導に対し従順な姿勢を見せていたが、実態としてはこれを遵守していなかった。決められたルール等が遵守されているかについて十分な確認はなされておらず、県教育委員会に今後の対応を相談する等の踏み込んだアクションには至らなかった。

県教育委員会としても、平成 28 年度に指導を行ったことを踏まえた継続的なフォローアップが必要であったにも関わらず、学校での対応に任せきりとなっていた。校長及び教頭に対し、当該教諭が過去に訓告による指導を受けており、外部からも疑わしい目が向けられていることを共有したうえで、特に目を配るよう継続して指導したり、県教育委員会として部活動指導の状況を直接確認することもしていなかった。

④ 研修の形骸化

平成 28 年度以降、当該教諭は自らの指導の問題点を自覚し、改善を図るための複数の研修を受講していたが、結果として体罰や暴言は改善されなかった。研修を行うことが目的化していた側面があり、受講者に対するフォローアップや検証も不十分であった。

研修を受講しているという事実のみをもって、「改善が図られているだろう」と安易に判断をしていたことは否定できない。

4. 再発防止策

県教育委員会は、上記要因分析の結果を厳粛に受け止め、生徒が主体的に生き生きと活動できる環境を構築するため、これまでに寄せられた生徒の声にも配慮しつつ、以下の再発防止策を確実に実行する。

(1) 生徒の「心理的安全性」を担保した調査の実施

- 県教育委員会として、これまでも「人権アンケート」を実施してきたが、その実効性が十分でなかったことを踏まえ、実施方法の見直しを図ることとする。現在は、迅速に課題解決を図る観点から、記名式で実施しているが、記名式であることにより、個人が特定され、声を上げにくい現状もあることから、無記名式でもその後の調査が継続できるよう実施方法を改善する等により、生徒が安心して声を上げることができる機会の拡充を図る。【新規・拡充】
- また、生徒の声を踏まえ、学校管理職等が生徒の声を直接聞く機会を定期的に設けるよう学校に指導する。【新規】

- スクールカウンセラーや、外部の相談窓口の存在を改めて周知し、生徒や保護者が学校や顧問を通さず、匿名性を確保した上で相談できるルートを十分に確保する。【拡充】

(2) 学校まかせとしない体制の整備

① 不適切な指導の予兆が見られる教員への早期介入【新規】

生徒からのアンケートや相談窓口への通報等により、不適切な指導の予兆（大声での叱責、特定の生徒への執拗な指導等）が確認された教員については、学校と県教育委員会との間で速やかに情報を共有し、定期的なモニタリングを行うとともに、改善に向け、学校と県教育委員会とが一体となり、組織的・継続的な指導を行う。

具体的には、学校管理職による面談を定期的実施し、改善に向けた具体的なアクションを強力に指導する。さらに、必要に応じて、県教育委員会として部活動指導等の現場をチェックし、指導・助言を行うことや、十分な改善や行動変容が見られない場合には、部活動指導を一時的に禁止する等の措置を講じる。

② 指導歴・懲戒処分歴のある教員への指導監督の強化【新規】

過去に体罰等で指導歴・懲戒処分歴のある教員については、随時学校管理職とその情報を共有し、重点的な指導監督の対象として継続的なモニタリングを行う。

日々の部活動指導等の状況や再発防止に向けた各種研修の受講状況を厳格に管理し、学校から県教育委員会への定期的な報告を求める。また、必要に応じて、学校と県教育委員会が連携して改善・行動変容に向けた指導プログラムを作成し、組織的な指導を行う。

あわせて、県教育委員会が部活動指導等の現場を直接チェックする機会や、面談する機会を設け、「おかしい」と思う行動等を見過ごさない体制を構築する。

③ 悪質事案に対する厳正な対処【新規】

上記の指導にも関わらず改善が見られない場合や、体罰等の悪質な指導を行った教員については、過去の指導実績等に関わらず、教育現場から排除する方針の下、免職を含めて厳正に対処する。

(3) 外部の目を入れた指導体制の構築

- 特に部活動指導においては、日常的に複数の指導者による指導体制を確立し、特定の指導者と生徒とが対一になる密室化が起らないよう、学校に対して指導を行う。また、密室化することが懸念される場合には、学校管理職が積極的に巡回等を行うことや、複数の部活動を組み合わせた上で複数の指導者が立ち会うことができる体制を整備するなど、あらゆる対応を行うように働きかける。【拡充】
- また、練習を積極的に公開し、保護者等も含めて常時見学・立ち会いができる環境を作る。【新規】

(4) 教職員への実効性のある研修の徹底

従来倫理観に訴える精神論的な研修から、より具体的な指導技術等の習得を行うための研修への転換を図る。以下の内容を盛り込んだ研修を新たに実施するとともに、研修の受講のみで終わらせることなく、その定着度合い等を測るための仕組みを構築し、研修の実効性を高めていく。

- 文部科学省通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」等を踏まえつつ、現場の実情に即した、県教育委員会としての「指導行動規範（仮称）」を令和8年度夏頃を目途に策定する。体罰はもちろんのこと、暴言や不適切な発言、威圧的な態度についても禁止事項として明文化し、県立学校に対して徹底を図るとともに、市町村教育委員会に対しても周知を図り、適切な対応を促す。【新規】
- 部活動指導に関わる全ての教員に対し、指導における具体的な言葉のかけ方、ハラスメントの境界線を学ぶケーススタディ（事例検討）やロールプレイングを取り入れた研修を実施するとともに、これまでのアンガーマネジメント研修が実効性ある内容となるよう拡充を図る。【新規・拡充】
- 指導観の転換を図るため、生徒の主体性を引き出し、自ら考え行動できる力を育む指導法の習得に向けたコーチング研修等の更なる充実を図る。【拡充】
- 学校管理職としての資質能力および規範意識の定着を図るため、従来は1年目に限定されていた悉皆研修を2年目まで継続することとし、学校管理職に対する指導体制の強化を図る。【拡充】

5. まとめ

同校バレーボール部における事案に関して、輝かしい栄光の裏側で、傷つき、声を上げられぬまま学校を去らざるを得なかった生徒たちの無念に対し、我々は深い悔悟の念を抱かざるを得ない。

また、本事案の後にも、部活動指導における体罰事案や、暴言、不適切な発言により、生徒に大きな影響を与えた事案が複数発覚した。このことは、本県教育への信頼を根本から揺るがす極めて深刻な事態であり、これまでの対応が、生徒の安全確保と基本的人権の擁護という、教育が果たすべき本来の役割を全うできていなかった事実を厳粛に受け止めなければならない。

「勝利」は教育成果の一つではあるが、生徒の「尊厳」を犠牲にして成立する勝利にいかなる価値も見出すことはできない。

県教育委員会は、事案発生から今日に至るまで精神的苦痛を抱え続ける生徒がいる現実を深く受け止め、これまでの対応が体罰等の根絶を目指す上ではまったく不十分であったことを痛切に反省するものである。

一方で、再発防止策の徹底が指導現場の萎縮を招き、生徒の成長に必要な指導までが控えられるような事態は避けなければならない。根絶されるべきは暴力やハラスメントといった生徒の人権を侵害する非教育的行為であり、情熱ある適切な指導を否定するものではない。

「体罰や暴言」と「成長を促す厳格な指導」とを明確に区別し、どのような立場の方からも理解の得られる教育活動を実践していくことが、信頼に基づく教育環境を構築する道であると考えらる。

県教育委員会は、今回の事案を教訓とし、二度と同様の事態を招かぬよう組織風土を刷新していくとともに、市町村教育委員会に対しても、改革の姿勢を示していくことで、学校種を問わず、すべての子どもたちが心身の安全を保障され、安心して学校生活を送ることができる環境の構築を確実なものにしていくことをここに誓約する。